

お客さま各位

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

「非課税上場株式等管理に関する約款」改定のお知らせ

2021年4月1日より、「非課税上場株式等管理に関する約款」を一部改定しますのでお知らせいたします。詳細は下記の新旧対照表をご覧ください。

記

非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

新	旧
(約款の趣旨)	(約款の趣旨)
<p>第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号および第6号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p>	<p>第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: center;">2 (省 略)</p>
(非課税口座開設届出書等の提出等)	(非課税口座開設届出書等の提出等)
<p>第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第10項および同条第19項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）</p>	<p>第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第6項および同条第24項に基づき「<u>非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、)または「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当</p>

を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

(現行どおり)

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(削 除)

する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

(省 略)

なお、お客さまからの申請に基づく「非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。

- 2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。
- 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- 7 平成 29 年 10 月 1 日時点で当社に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申

(非課税口座の開設について)

第3条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座を設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(非課税管理勘定の設定)

第4条 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(以下、この条において「勘定設定期間内の隔年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ非課税口座に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(非課税管理勘定における処理)

第5条 (現行どおり)

(非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特

請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

(新 設)

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ非課税口座に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。(非課税管理勘定における処理)

(非課税管理勘定における処理)

第4条 (省 略)

(非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。)のみを受入れます。

別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。)のみを受入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第 4 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額 (イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。) の合計額が 120 万円 (②により受け入れた上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ (現行どおり)

ロ 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座 (租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)) に設けられた未成年者非課税管理勘定 (同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)) をいいます。以下、この条において同じ。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 (②に掲げるものを除きます。)

②～③ (現行どおり)

(譲渡の方法)

第 7 条 (現行どおり)

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第 8 条 (現行どおり)

(非課税口座にかかる投資信託の取扱い)

第 9 条 (現行どおり)

- 2 第 6 条第 1 号イに掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該非課税管理勘定における取得金額の合計が 120 万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 10 条 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第 6 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを

- ① 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額 (イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。) の合計額が 120 万円 (②により受け入れた上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ (省 略)

ロ 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 (②に掲げるものを除きます。)

②～③ (省 略)

(譲渡の方法)

第 6 条 (省 略)

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第 7 条 (省 略)

(非課税口座にかかる投資信託の取扱い)

第 8 条 (省 略)

- 2 第 5 条第 1 号イに掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該非課税管理勘定における取得金額の合計が 120 万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 9 条 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを

除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第11条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

②～③ (現行どおり)

(非課税口座取引である旨の明示)

第12条 (現行どおり)

(契約の解除)

第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日

除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第10条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

②～③ (省 略)

(非課税口座取引である旨の明示)

第11条 (省 略)

(契約の解除)

第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日

<p>② <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合</u> <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</u></p> <p>③ <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日</p> <p>④ <u>お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く)</u> <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</u></p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>(約款の改定) 第 14 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2021 年 4 月</p>	<p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日</p> <p>③ <u>お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合</u> <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</u></p> <p>④ (省 略)</p> <p>(約款の改定) 第 13 条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2019 年 1 月</p>
---	---